

令和4年1月31日

主文

本件審査請求を棄却する。

事実

第1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、後記第2の1記載の原処分取消しを求めるとすることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、健康保険法（以下「健保法」という。）及び厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）上の適用事業所（以下「本件事業所」という。）の事業主である請求人に対し、厚生労働省年金局事業管理課長（以下「事業管理課長」という。）が、令和〇年〇月〇日付けで、健康保険及び厚生年金保険の被保険者の同年〇月分に係る健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の納入告知処分（以下、このうち健康保険料及び厚生年金保険料に関する部分を「原処分」という。）をしたところ、請求人が、原処分を不服として、当審査会に審査請求をしたという事案である。

2 審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、適用年月日を平成〇年〇月〇日とする健保法及び厚年法上の適用事業所の事業主である。
- (2) 日本年金機構（以下「機構」という。）は、本件事業所の被保険者に係る平成〇年及び平成〇年の健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を訂正、変更する届（以下「算定基礎届等」という。）が提出されたことから、当該届出に基づき、標準報酬月額を決定する旨の処分（以下「先行処分」という。）を行った。

(3) 会計法上の歳入徴収官である事業管理課長は、令和〇年〇月〇日付けで、上記(2)に基づき、請求人が事業主として納付する義務を負っている同年〇月分の合計として、健康保険料〇円、厚生年金保険料〇円及び子ども・子育て拠出金〇円、合計額〇円について、令和〇年〇月〇日を納付期限とする納入告知（原処分）をした。

(4) 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し、審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

1 健保法の適用事業所に使用される者は健康保険の被保険者であり（健保法第3条第1項、第35条）、厚年法の適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となる（厚年法第9条、13条）。そして、いずれにおいても、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担し、事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負い、毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならないものとされている（健保法第161条第1項及び第2項、第164条第1項、厚年法第82条第1項及び第2項、第83条第1項）。また、会計法第6条は、「歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、政令で定めるものを除き、債務者に対して納入の告知をしなければならない。」と規定しており、文書による納入の告知の方式等については、歳入徴収官事務規程第9条第1項に定められている。

本件の問題は、先行処分に基づく納入告知について、請求人の主張に理由があるか否かである。

2 厚生年金保険については、適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければなら

ないとされ（厚年法第27条）、そして、厚生年金保険の被保険者期間は月により計算するものとされ、被保険者資格を取得したその月からその資格を喪失した月の前月までを算入する（厚年法第19条第1項）とされ、その保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収するものであり（同法第81条第2項）、保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額（同条第3項）とされている。

また、健康保険については、適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならないとされ（健保法第48条）、そして、上記厚年法と同趣旨により、被保険者に関する保険料額は、各月につき定められるものであり、その保険料は、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者の場合、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率と介護保険料率を乗じて得た合算額とされている（健保法第156条第1項、第160条第1項及び第2項）。

3 本件についてみると、請求人が機構に対し、各被保険者に係る平成〇年及び平成〇年の算定基礎届等を提出し、機構は、それぞれの届出に基づき、標準報酬月額を決定する旨の先行処分をしたのであり、事業管理課長は、先行処分が有効であることを前提に、令和〇年〇月分の保険料を各月の標準報酬月額に所定の各保険料率を乗じて得た額として、原処分をしたものである。

4 請求人は、別紙1のとおり、昭和31年6月20日保険発第102号厚生省保険局健康保険課長通知の「遡及の保険料は勿論適用後の保険料についても滞納が予測されるので適用時期の決定については、画一的に二年の時効に統一することは必ずしも妥当な措置ではなく二年を限度としてケースバイケースに決定することが行政運営として適当と考えられる。」

に従う法的義務があると主張し、原処分は法の下での平等に反すると主張する。

しかしながら、請求人が援用する上記健康保険課長通知は、「未適用事業所の適用時期の決定」についてのものであり、本件でいえば先行処分を行う際の取扱いに係るものである。しかるころ、先行処分は、行政処分として公定力を有するから、処分が権限のある者により取り消され、又は無効事由が認められない限り、有効な処分として後続処分の前提となるものである。上記健康保険課長通知は、「二年を限度としてケースバイケースに決定する」とあるとおり、当該事案に応じて判断することを求めるものであり、先行処分がどのような行政実例との関係で平等原則に反するのか、具体的な主張立証もなく、請求人は単に上記健康保険課長通知を挙げるにすぎないし、他に先行処分に無効となるべき重大かつ明白な瑕疵があるとは認められない。また、先行処分が権限のある者により取り消されたとも認められない。そうすると、事業管理課長が、先行処分が有効であることを前提に原処分をしたことに誤りはなく、請求人の上記主張は理由がない。

したがって、本件審査請求は、理由がないから棄却すべきである。よって、主文のとおり裁決する。